

平成26年2月6日

「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」 の適用による予定価格の設定について

「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」（以下「新労務単価」という。）について国は、最近の技能労働者の不足等に伴う労働市場の実勢価格を適切・迅速に反映するとともに、社会保険への加入徹底の観点から、必要な法定福利費相当額を反映させ、東京都では平成25年度公共工事設計労務単価（以下「旧労務単価」という。）と比べて約7.3%上昇しました。

また、国では市場の実勢を適切に反映した予定価格となるよう、新労務単価の速やかな適用を、各都道府県に対し要請しています。

東京都においては、国の要請を踏まえ、今後公表する工事案件については速やかに新労務単価を反映させるとともに、既に公表しているものについては予定価格を修正します。ただし、これによらない場合は、特例措置で対応することとしますので、この詳細については、「平成26年2月から適用する公共工事設計労務単価」の運用に係る特例措置について」を御参照ください。

なお、当面の間、新労務単価を反映して予定価格を設定した工事案件については公表時にその旨を、公表後に新労務単価を適用して予定価格を修正したものについては指名通知、資格確認結果通知及び見積合せ通知でその旨をお知らせします。

受注者の皆様におかれましては、この趣旨を御理解いただき、技能労働者への賃金水準の引上げ及び法定福利費相当額（事業者負担分及び労働者負担分）を適切に含んだ額での下請契約とされるよう、より一層の対応をお願いします。

【問合せ先】

財務局経理部契約調整担当

直通 03-5388-2607